



もくじ

現在の位置：[トップページ](#) > [相談事例・判例](#) > [メールでよくある情報提供と回答](#) > [くじ引きでウォーターサーバーが当たったが、別途水の代金が必要だった！](#)

[2013年4月12日:公表]

くじ引きでウォーターサーバーが当たったが、別途水の代金が必要だった！

質問

スーパーの一角でイベントをしており、くじを引いたところウォーターサーバーが当たりました。「無料レンタル、いつでも解約できる」と言われて申し込んだものの、一定期間内に解約すると高い解約料がかかることがわかりました。このような条件なら契約しなかった。

回答

このように、契約場所が特定商取引法で定める「営業所等」に該当しない場合、契約書面を受け取った日から8日間以内なら、クーリング・オフができます。本当に必要かどうか、契約条件を踏まえ、よく確かめて決めましょう。

解説

店頭販売のペットボトルより、宅配されて便利という理由から、ウォーターサーバー(サーバー)を設置するケースも多くなりました。サーバーを設置する場合、大抵はサーバーのレンタル料と水の購入費が別に必要となっています。

また、1台の装置で、お湯と冷水を両方供給できるタイプでは、加熱と冷却を常時行うため、毎月1,000円程度の電気代が別に必要となります。

契約書面には、一定期間は無条件解約できるとなっているものの、サーバー引取料などの費用が必要であったり、交換用のボトルを一定数以上購入するなどの条件が定められている場合もあり「届いた水を使い切れない」といった相談もしばしば入ります。

くじ引きで当選すると、なんとなく得をしたような気持ちになりますが、自分にとって本当に必要かどうか、冷静に判断しましょう。クーリング・オフによる解約が可能かは、販売されていた場所や状況によって異なるので、お近くの消費生活センターへ相談してください。

参考

- ・ [クーリング・オフって何？](#)

相談事例・判例

相談事例と解決結果

[メールでよくある情報提供と回答](#)

各種相談の件数や傾向

消費者問題の判例集

製造物責任法(PL法)による訴訟

消費生活相談データベース
(PIO-NETより)

事故情報データベース

相談・通報・解決



全国の消費生活センター等一覧



トラブル情報を教えてください



ADR
裁判せず紛争解決をめざす手続

注目テーマ

[買え買え詐欺](#)

[詐欺的“サクラサイト商法”](#)

[高齢者の消費者被害](#)

[インターネットトラブル](#)

[サラ金・フリーローン](#)

[クーリング・オフ](#)

[注目テーマ一覧](#)

センターからの
発表情報

